

## 入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年7月2日

発注者

国立大学法人琉球大学長 西 田 睦

### 1 工事概要等

- (1) 工 事 名 琉球大学(千原)国際交流会館単身棟改修工事(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 沖縄県中頭郡西原町字千原59番地(琉球大学千原団地構内)
- (3) 工事内容 千原キャンパスの国際交流会館単身棟の改修。
- (4) 工 期 令和3年3月12日まで。
- (5) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、琉球大学長の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式参加承諾願は、4(1)に提出するものとする。なお、関連する電気工事、機械設備工事は別途発注される予定である。
- (6) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(実績評価型)を実施する工事である。

### 2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程(以下「実施規程」という。)第14条第1項及び第2項の各号に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和1・2年度(平成31・32年度)の等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書)の記2の等級が「B、C又はD」等級の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)
- (4) 総合評価の評価項目に示す企業の施工能力の「同種工事の施工実績」及び「工事成績」、配置予定技術者の能力の「同種工事の施工経験」及び「工事成績」の欠格に該当しないこと(入札説明書参照)。
- (5) 平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、①の基準を満たす工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
  - ① 公共施設(鉄筋コンクリート造又は鉄骨造)の新営又は改修工事を施工した実績を有すること。  
経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に該当する場合は、専任とする。なお、技術者の配置期間及び兼任等についての緩和措置を適用する場合は、下記4(1)に連絡すること。

- ① 平成17年度以降に、上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、1者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
  - ② 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
  - ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記①ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記②に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省（「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく）又は琉球大学長から指名停止を受けていないこと。
  - (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
  - (9) 沖縄本島内に、令和1・2年度（平成31・32年度）の文部科学省における建設工事に関わる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた、建設業法（第3条第1項）及び建設業法施行令（第1条）に基づく本社（本店）、支店若しくはこれに準ずる営業所が所在すること。
  - (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照））。
  - (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。（入札説明書参照）

### 3 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法
  - ① 入札参加者は、「価格」並びに「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
    - (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
    - (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
  - ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
- (2) 総合評価の方法
  - ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高10点とする。

- ② 「加算点」の算出方法は、下記(3)①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計とする。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

- ① 企業の技術力
- ・企業の施工能力
  - ・配置予定技術者の能力
- ② 企業の信頼性・社会性
- ・地域精通度
  - ・法令遵守（コンプライアンス）
  - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地  
琉球大学施設運営部施設企画課施設総務係  
電話 098-895-8177  
FAX 098-895-8077

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 入札公告日から令和2年7月13日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の午前10時から午後5時までとする。

(sukksumu@acs.u-ryukyu.ac.jp)

入札説明書等の交付に当たっては無料とし、上記電子メールアドレス先に会社名及び担当者連絡先等を明記した電子メールにより申し込むものとする。電子メールの件名は【入札説明書申込】「琉球大学(千原) 国際交流会館単身棟改修工事」と標記すること。

なお、入札説明書等は、電子メールによる申し込み受信確認後、申込先にパスワードを送付し、本学ホームページ (<http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp>) の調達情報より取得するものとする。

- ② 図面等の配付については、7月14日（火）に本学より図面取得用のパスワード発行を受け、本学ホームページより取得するものとする。但し、場合によっては実費負担で購入することもある。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和2年7月2日から令和2年7月13日まで  
上記4(1)に同じ。

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

(4) 入札執行の日時及び場所

入札書は、令和2年8月3日午前12時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記4(1)に持参すること。（郵送による提出は認めない。）。

開札は、令和2年8月4日午前10時00分。琉球大学本部管理棟2階第一研修室

にて行う。

## 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除。
  - ② 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、国立大学法人琉球大学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法  
実施規程第20条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者の確認  
落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (6) 契約書の作成の要否  
要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記4(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 詳細  
入札説明書による。